

平成22年（ネ）第805号 ボランティア基金返還等請求控訴事件

控訴人 鎌田まりみ 外10名

被控訴人 エンジェルズこと林俊彦

証 拠 説 明 書 (7)

2011年 月 日

大阪高等裁判所 11 民事部 口係 御 中

控訴人ら代理人 弁護士 中 島 光 孝

控訴人ら代理人 弁護士 辻 公 雄

控訴人ら代理人 弁護士 吉 川 法 生

控訴人ら代理人 弁護士 門 松 真 由

控訴人ら代理人 弁護士 阪 口 徳 雄

頭書事件につき、甲A第 129 号証ないし 甲A第133 号証の立証趣旨を以下のとおり説明します。

書証番号	標 題	作 成 者	立 証 趣 旨
甲A第129号証	写真（写し）	鎌田まりみ （被写体は朝日放送のテレビ画面）（朝日放送は2006年10月20日ころ撮影したもの）	被控訴人が設置した募金箱が乙23の1, 2の2つのほかにもっと大きな箱があったこと、被控訴人が当初は手作りの募金箱が2つしかなかったと述べていたこと（被控訴人の2009年9月3日付け証拠説明書）が信用性がないこと。
甲A第130号証	上申書（原本）	□□□□	寄附金の用途についてなお不明瞭であること等。

甲 A 第 1 3 1 号証の 1～5	履歴情報	インターネット	滋賀シェルターにかかる不動産の所有者について
甲 A 第 1 3 2 号証	「ぱるる・JNB支 援金振込総合仕訳 帳分類」 (原本)	鎌田まりみ	<p>被控訴人は平成 18 年 4 月からシェルター基金を募集し、振込先を郵便口座 (甲 10)、ジャパンネット銀行口座 (甲 9) を指定した (甲 5 の 4)。乙 6～10 は上記口座の入出金を含めた総合仕訳帳である。甲 A132 は乙 6 以下をもとに平成 18 年 9 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までの一般募金 (4361-01) とシェルター募金 (4361-02) の件数と金額を集計したものである。1 枚目が月単位でまとめた総括表である。</p> <p>これによって、一般募金の件数 (6796 件) がシェルター募金の件数 (2316 件) の約 3 倍であること、一般募金の額が 7581 万 3471 円) がシェルター募金の額 (6856 万 4607 円) であり、1 件当たり平均額では一般募金が相当の低額になっていること、平成 18 年 10 月にはシェルター募金が 5077 万 6765 円集まっていること、平成 18 年 11 月以降はシシェルター募金のほうが一般募金よりも多くなっていること等を立証する。</p>
甲 A 第 1 3 3 号証	AAへの応援メー ル (原本)	鎌田まりみ	乙 20 の分析。2006 年 1 月から 2009 年 3 月までの被控訴人に対する応援メールの件数と募金の額とを対比したもの。乙 6～10 によれば巨額のシェルター募金が集まったとされる平成 18 年

甲 A 第 1 3 4 号証	鑑定書（原本）	田村真樹	10月には応援メールが0件であったこと等。 あ乙32の1と3の筆跡が同一、 乙32の2と4と乙34の筆跡が同一であること等。
-------------------	---------	------	--